

○ 第三者から受けた損害賠償の額又は自動車損害賠償保障法の規定により受けた保険金若しくは共済金若しくは損害賠償額との調整について（昭和41年12月26日消基発第9408号）新旧対照表（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>一 別紙の方法による調整は、昭和41年12月1日以後に発生した事故による死亡若しくは負傷又は昭和41年12月1日以後にその発生が確定した疾病による死亡若しくは障害若しくはその発生が確定した疾病に係る損害補償について適用する。ただし、改正後の休業補償、障害補償及び遺族補償の調整は、<u>令和2年4月1日以後に発生した事故について適用する。</u></p> <p>別紙</p> <p>第三者から受けた損害賠償の額又は自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定により受けた保険金若しくは共済金若しくは損害賠償額（以下これらを「損害賠償の額」という総称する。）との調整について</p> <p>一 損害賠償の額のうち損害賠償費に相当する額を損害補償費の種類に応じて配分したそれぞれの額と当該損害賠償費を受けた期間と同一の期間において支給すべき療養その他の各損害補償費の額と比較して支給すべき差額を算定する。</p> <p>1 損害賠償の額から損害補償費に相当しない額を除いて得た額を損害補償費の種類に応じて配分する方法について</p> <p>(一)自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の損害については、次のように配分すること。</p> <p>(2) 休業損害（注）</p> <p>休業損害は、休業補償費に相当するものであること。</p> <p>(注)休業損害の額は、無職者（<u>家事従事者（原則として家事を専業にする者）</u>を除く。）を除き、1日につき<u>6,100円</u>とされていること。</p> <p>立証資料等により1日につき<u>6,100円</u>を超えることが明らかな場合は、1日につき19,000円を限度として、その実額とされていること。</p> <p>休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被害者の損害の態様、実治療日数その他を勘案して治療期間の範囲内で認められること。</p> <p>(3) 慰謝料（注）</p> <p>慰謝料は損害補償費に相当するものではない</p>	<p>一 別紙の方法による調整は、昭和41年12月1日以後に発生した事故による死亡若しくは負傷又は昭和41年12月1日以後にその発生が確定した疾病による死亡若しくは障害若しくはその発生が確定した疾病に係る損害補償について適用する。ただし、改正後の休業補償、障害補償及び遺族補償の調整は、<u>平成28年4月1日以後に発生した事故について適用する。</u></p> <p>別紙</p> <p>第三者から受けた損害賠償の額又は自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定により受けた保険金若しくは共済金若しくは損害賠償額（以下これらを「損害賠償の額」という総称する。）との調整について</p> <p>一 損害賠償の額のうち損害賠償費に相当する額を損害補償費の種類に応じて配分したそれぞれの額と当該損害賠償費を受けた期間と同一の期間において支給すべき療養その他の各損害補償費の額と比較して支給すべき差額を算定する。</p> <p>1 損害賠償の額から損害補償費に相当しない額を除いて得た額を損害補償費の種類に応じて配分する方法について</p> <p>(一)自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の損害については、次のように配分すること。</p> <p>(2) 休業損害（注）</p> <p>休業損害は、休業補償費に相当するものであること。</p> <p>(注)休業損害の額は、無職者（<u>現に主婦的業務を行う者を除く。</u>）を除き、1日につき<u>5,700円</u>とされていること。</p> <p>立証資料等により1日につき<u>5,700円</u>を超えることが明らかな場合は、1日につき19,000円を限度として、その実額とされていること。</p> <p>休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被害者の損害の態様、実治療日数その他を勘案して治療期間の範囲内で認められること。</p> <p>(3) 慰謝料（注）</p> <p>慰謝料は損害補償費に相当するものではない</p>

こと。

(注)慰謝料の額は、1日につき4,300円とされていること。

慰謝料の対象になる日数は、被害者の傷害の態様、実治療日数その他を勘案して治療期間の範囲内で認められること。

(4) 後遺障害による損害

(略)

等級	金額	保険金若しくは共済金又は損害賠償額	内訳	
			慰謝料の額	逸失利益相当額
第1級		3,000	1,150 (1,350)	1,850 (1,650)
自賠法施行令別表第1の場合		4,000	2,150 (2,350)	
第2級		2,590	998 (1,168)	1,592 (1,422)
自賠法施行令別表第1の場合		3,000	1,408 (1,578)	
第3級		2,219	861 (1,005)	1,358 (1,214)
第4級		1,889	737	1,152
第5級		1,574	618	956
第6級		1,296	512	784
第7級		1,051	419	632
第8級		819	331	488
第9級		616	249	367
第10級		461	190	271
第11級		331	136	195
第12級		224	94	130
第13級		139	57	82
第14級		75	32	43

(注)「被扶養者があるとき」とは、配偶者、未成年の子、65歳以上の父母のいずれかを扶養している場合をいう。なお、未成年の兄弟姉妹等を扶養している場合は、実情に応じて被扶養者があるものとする。また、婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者については、民法上の配偶者に準じて取扱う。

こと。

(注)慰謝料の額は、1日につき4,200円とされていること。

慰謝料の対象になる日数は、被害者の傷害の態様、実治療日数その他を勘案して治療期間の範囲内で認められること。

(4) 後遺障害による損害

(略)

等級	金額	保険金若しくは共済金又は損害賠償額	内訳	
			慰謝料の額	逸失利益相当額
第1級		3,000	1,150 (1,300)	1,900 (1,700)
自賠法施行令別表第1の場合		4,000	2,100 (2,300)	
第2級		2,590	958 (1,128)	1,632 (1,462)
自賠法施行令別表第1の場合		4,000	1,368 (1,538)	
第3級		2,219	829 (973)	1,390 (1,246)
第4級		1,889	712	1,177
第5級		1,574	599	975
第6級		1,296	498	798
第7級		1,051	409	642
第8級		819	324	495
第9級		616	245	371
第10級		461	187	274
第11級		331	135	196
第12級		224	93	131
第13級		139	57	82
第14級		75	32	43

(注)「被扶養者があるとき」とは、
① 被害者が男子の場合は、配偶者、未成年の子又は65歳以上の父母のいずれかがいる場合をいい、
② 被害者が女子の場合は、配偶者がなく、かつ、未成年の子又は65歳以上の父母のいずれかがいる場合をいう。

なお、①、②以外の場合であっても、「未成年の兄弟姉妹」等を扶養している場合は、実情に応じて被扶養者のあるものとして取扱う。

(5) 死亡による損害 (略)					(5) 死亡による損害 (略)				
保険金若しくは共済金又は損害賠償額	葬祭の費用	慰謝料の額		逸失利益相当額	保険金若しくは共済金又は損害賠償額	葬祭の費用	慰謝料の額		逸失利益相当額
		死亡本人の慰謝料の額	遺族の慰謝料の額				死亡本人の慰謝料の額	遺族の慰謝料の額	
3,000	100	400	請求権者1名の場合	同上	3,000	60	350	請求権者1名の場合	同上
			550	1,950				550	2,040
			(死亡団員等に被扶養者があるとき 750)	(同上) 1,750				(死亡団員等に被扶養者があるとき 750)	(同上) 1,840
		請求権者2名の場合	同上	請求権者2名の場合			同上		
			650				1,850	650	1,940
			(死亡団員等に被扶養者があるとき 850)				(同上) 1,650	(死亡団員等に被扶養者があるとき 850)	(同上) 1,740
		請求権者3名以上の場合	同上	請求権者3名以上の場合			同上		
			750				1,750	750	1,840
			(死亡団員等に被扶養者があるとき 950)				(同上) 1,550	(死亡団員等に被扶養者があるとき 950)	(同上) 1,640